



編輯部報情閣内

# 週報

號日二月八

第一四六號

昭和十四年八月二日發  
（毎週一回本報日發行）

日英會談とその反響

滿蒙國境紛爭問題  
事變下の我が聯合艦隊  
南支沿岸封鎖の強化  
何が「軍用資源秘密」か

五錢

## 太平洋行進曲

東洋

片面「海の勇者」

J54709

島原 貞子・田代 文子  
日本ビクター・男聲合唱団  
指揮 増田 八郎

J54701

徳山 隆・岡田 一郎  
日本ビクター・男聲合唱団  
指揮 増田 八郎





目次 (八月二日)

滿蒙國境紛争問題 陸軍省情報部 二

事變下の我が聯合艦隊 海軍省海軍軍務及部 二〇

何が「軍用資源秘蔵」か 海軍省海軍軍務及部 二〇

支那事變從軍記章の御制定 實 務 局 三三

ドイツの青年宿泊所 實 務 局 三三

南支沿岸封鎖の強化 海軍省海軍軍務及部 三〇

日英東京會談とその反響 外務省情報部 六

日米通商航海條約廢止問題 海軍省海軍軍務及部 三三

日獨貿易協定調印 海軍省海軍軍務及部 三三

最近公布の法令 内閣官廳事務課 六

七月二十三日(日)

▽午前十一時五分、第四次日英會談の結果「會談の上通たる天津問題の背景をなす一問題として露見の一致を見たり」と發表

▽アルバニア國軍のイタリヤ國王に對する忠誠宣誓式行はる

七月二十四日(月)

▽日英の原則協定なり共同聲明發表、英、日本の野支政策を初めて承認

▽和蘭新内閣生る、外相J. A. N. P. タイン博士(前任國防相)ウアンダイト(前任陸相)デンハウゼン

▽國民聯合記念週にかり、蒋介石依然英國を信頼する旨の聲明をなす

七月二十五日(火)

▽滿洲國ノ蒙軍の暴舉に對するため防衛法の一部、北滿國境防務に關し防衛を實施するの件を公布す日英協定

▽日英會談小委員会治安問題細日檢討修る

▽英ノ軍事會議明確に同意の意向を英ノ總政府に傳達

七月二十六日(水)

▽米國突如日米通商航海條約廢棄を通告す

▽日英第三次東京會談

▽前支沿岸封鎖軍二十八日、向ふ一週間乃至二週間珠江を封鎖する旨各報に通告

▽軍事會議官、在露大使非公式に會同

▽日獨文化協定廢棄極力可決

▽重慶合同

週 聞 誌

新聞の對日公憤を痛烈に論評す

七月二十七日(木)

▽日英第四次東京會談

▽支那從軍記章、同投票現官職公布

▽國用委員會の編成決定、倉長廣厚相

▽わが陸軍陸軍に上陸

▽モーゲンソー米財務長官、日本品に對する輸入税を減らすの關題に關し聲明することとなす

七月二十八日(金)

▽日英第五次會談、經濟問題

▽日英第五次會談、經濟問題

▽日英第五次會談、經濟問題

▽日英第五次會談、經濟問題

七月二十九日(土)

▽天皇陛下、明治天皇祭典御覽のため、山より還幸

▽日獨貿易協定調印

今週の扉

▽八月六日、露軍軍人擄奪を露軍軍人の遺児を露國に招待

▽八月八日、日米通商航海條約廢棄の物故實情

露光量違いにより重複撮影

# 滿蒙國境紛争問題

陸軍省情報部

## 一 綜合觀察

日ソ關係の險惡化を如實に物語る滿ソ、滿蒙國境問題は事件發生ごとに惡質化しつつある。昨年七月突發した張鼓峰事件は、ソ聯軍側が執拗な挑戰行動をつづけたのであるが、わが軍の痛烈なる反撃によつて、わづかに事なきを得た。この戰鬪はソ聯軍としては幾多の缺陷を暴露したのにも拘はらず、又々今年五月以來、性懲りもなくノモンハン附近に於いて滿蒙國境を侵犯し挑戰行動を繼續してゐる。外蒙ソ軍はわが軍の反撃により多大の損害を受けるや、早急に之を補ひ一層兵力を増強して飽く迄挑戰行動を繼續しようとしてゐるのである。一方、ソ聯邦は時を同じうして北樺太に於けるわが石油、石炭利権に對し未曾有の無暴壓迫を加へつつある。先般わが全國民を憤激せしめた漁業問題といひ、ソ聯の態度の悉くが惡質極まる不法行為に終始してゐるといふのが、偽らざる現状である。

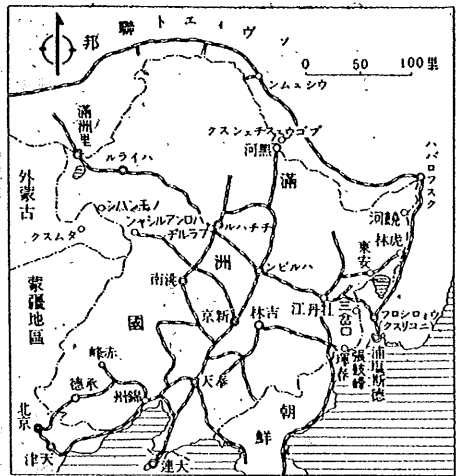
ソ聯邦が、近時かかる暴戾なる態度に出で來たつた動機がどこにあるかについては、わが國民全部が深く事態を認識する必要がある。この動機の主なるものは、勿論彼の東方政策によることは申す迄もないが日獨防共協定成立に對する彼のいやがらせと撻辱政策、國內的にはソ聯の産業五年計畫の進展及び支那事變遂行によるわが勢力の現状に對するソ聯の誤斷等であると考へられる。従つて彼の不法暴戾を阻止し得るものは、結局わが國力、わけても對ソ戰備の完備以外に術はないこととなる。帝國としてはソ聯に對し何も好んで戰を挑むものではない。然し彼が敢へて不正を以つて挑戰する以上われも之を撃ちくだけだけの準備が必要となる。われ／＼の最も考へなければならぬことは、ソ聯軍は現に滿ソ或ひは滿蒙國境五千軒の長きに亘つて戰時と同様の展開姿勢に在るといふ事實である。現にあの不毛な外蒙國境ノモンハン附近の戰鬪に於いてさへ、近代的機械化兵團を四つも五つも持つて來てゐる現實に對して、彼が唯物軍隊として、名實共に備はつてゐるものと認めざるを得ないのである。

かかる情勢にあつては、我が方も亦之に對して守備兵力を配置せざるを得ない。彼我實力が對峙する場合、而かも國境が不明確で紛争が絶えない状態に於いては、彼我の紛争や小衝突が何時武力戦にまで擴大するかも知れぬ。現に戦ひつゝあるノモンハン事件も彼の出方如何ではわれも亦之に應じ得るの準備を完備せざるを得ない。かやうに對ソ考慮は他の國々に對する準備、就中兵力準備とは比較できぬほど重要性を持つこととなり、軍は勿論國民全部が明日と言はず今日でも立ち得るだけの覺悟と準備が必要である。ソ支二正面の戦争に入つてゐることを問題としてハッキリと覺悟しなければならぬのである。

之を要するに、國境紛争問題といひ北樺太石油石炭問題、漁業問題といひ、すべてクレムリンの極東政策、對日政策の根本觀念を是正しない限り解決し得ない。この是正は、わが日本帝國國民が一大決意の下に國家總力を擴充發揮することによつてのみ期待できるもので、それ以外に手段方法はないものといへる。對ソ戦力は益々充實

してをり國防上に缺陷はないやうになつて居り、現に張敬峰事件より今回の方がわが反撃力は強大となつてゐるが、われ／＼國民としては彼をして最近に於ける事態が示す如き不逞の企圖に出でしめないやうな戦備充實を目ざして進まねばならぬ。

## 二 外蒙の不法行爲



昭和十年六月二十三日、ホルステンゴール附近に於いて外蒙兵不法越境し、作業中の關東軍測量手及び露人

ソ聯邦の風領と化した外蒙が、今次ノモンハン事件を起すに至るまでに、如何に度重なる不法行爲を敢へて行ひつゝあつたかに就いて、吾人は認識を新たにするを必要と考へる。

今試みに昭和十年一月以降本年四月に至る四ヶ年間に於ける主なる紛争事件を調べて見ると、その數實に百八回の多き上つてゐる。越境拉致、越境攻撃、不法射撃、越境監視所の撤退要求、越境占據、飛行機を以つてする越境偵察等の類である。その一例としてノモンハン附近に起つた彼の不法行爲を述べれば次の如きものがある。

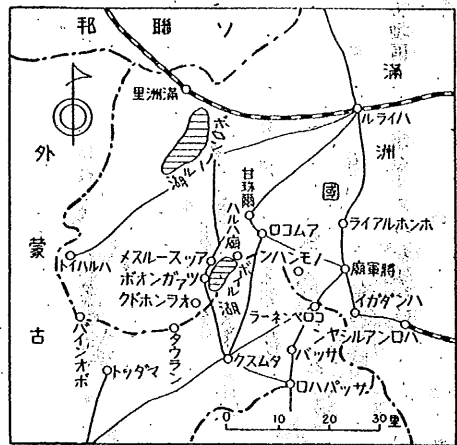
- 1 一名、その他器材を拉致した。
- 2 昭和十年十一月六日、ソクトスムブル監視所所屬の外蒙兵二名不法越境し樹木伐採中を逮捕した際、外蒙部隊から射撃を受けた。
- 3 昭和十三年十月四日、わが調査隊の一行二十四名ハルハ河外蒙國境の状況調査に赴き現地調査中、對岸外蒙側丘陵の外蒙騎兵五騎より射撃を受けた。
- 4 昭和十四年一月十二日、ノモンハン西南ドングルオボに外蒙兵が越境して来てノモンハン分駐所員之を撃退した。
- 5 昭和十四年一月十七日、東新巴旗ドングルオボに於いて旗民シヤクトル（父）は越境外蒙兵に裸體にされ暴行された。
- 6 昭和十四年一月十九日、東新巴旗ノモンハンに外蒙兵十五名越境して来て同地警察分所員と交戦退却した。
- 7 昭和十四年一月二十二日、東新巴旗ノモンハンに外蒙兵越境して来てわが分駐所員は之と交戦撃退した。二十三日、二十四日にも同様の小戦闘を繰り返してゐる。二十五日にはノモンハン前方十軒の地點に輕機を有する外蒙兵七名越境しわが分駐所襲撃を企てた。
- 8 一月二十八日には輕機一を有する外蒙兵三名ノモンハン分駐所北方六軒の地點に越境射撃の後退却した。二十九日にも同様輕機二を有する外蒙兵七名ノモンハン前方二軒から進撃して来たがわが方の反撃によつて逃走した。三十一日にはノモンハン分駐所西南約二〇軒（國境より滿領内四軒の地點）に於いてわが國境巡察隊は外蒙監視兵十餘名と交戦之を撃退した。

8 昭和十四年二月二日、興安警備軍松本小隊はノモンハン西南方約二〇軒(滿領)に於いて外蒙騎兵八名を發見驅逐した。二月八日滿軍巡察隊はノモンハン分駐所國境附近に於いて外蒙兵四〇名と遭遇交戦の後撃退した。二月十七日外蒙兵二名がノモンハン前方四軒の地點に現はれ、わが監視哨を射撃した後引揚げた。

9 昭和十四年三月十七日、ノモンハン西南方約七軒の地點に外蒙兵約四〇名越境して来てわが警察隊に撃退された。以上のやうな外蒙側の不法行為に對し、わが方としてはその都度抗議はしてゐるのであるが、再三再四不法行為を繰り返しかへしつゝあつた。

### 三 ノモンハン事件の發端と經過

今次ノモンハン事件の發端も亦全く從來の不法行為と同様の経緯によつて起つてゐる。即ち五月十一日頃、重火器を有する外蒙軍七、八十名がハルハ河を渡つてノモンハン西南方バルシガル附近に越境、滿洲國側の監視哨を襲撃したの端を發する。在ノモンハン滿軍國境警備隊によつて撃退されたこの外蒙軍は十三日更に兵力を増強して再び襲來した。



茲に於いて海拉爾から急派された東部隊は滿軍協力の下に十五日外蒙軍をハルハ河以西の地區に撃攘し、國境監視部隊を残置して駐屯地に歸還した。然るに撃攘された外蒙軍は、その後更に兵力を増加して國境線を越えハルハ河に架橋すると共に、右岸地區



ウランバートル外蒙政府

日前後頃より又再びハルハ河合流附近より越境し陣地を構築し、その一部隊は進んで滿領内深く侵入し將軍廟のわが守備隊に襲撃し、一方爆撃機を以つてハロンアルシャン等後方地區までも爆撃するの暴舉を敢へてした。

(滿領内)に陣地を構築し始め飽くまで不法行為を貫徹せんと企圖した。依つて軍は更に山縣部隊を派遣して之を撃攘せしめた。この部隊は敵を攻撃して五月二十八日頃ハルハ河の線に進出、敵を一掃して六月一日原駐地に歸還したのである。當時の外蒙軍の参戦兵力は外蒙軍騎兵第六師團(砲十門内外よりなる約一千)赤軍ブイコフ部隊(少くも自動車搭載歩兵一大隊及び戦車十數輛より成る約五百)及び在ウランバートル自動車化狙撃部隊の少くも一大隊合計二千であつた。

かく日滿軍の痛撃を受けた敵はその後六月半ば頃まで鳴を止めてゐたが、實はこの間急速にソ聯本國より續々と飛行隊機被化部隊をタムスク方面に送りつゝあつたのである。六月十五

軍は彼の挑戦が愈々本格的となつたので再びこれを撃退するに決し、七月一日夜半より行動を開始し七月二日夕敵陣地前に攻撃準備を整へ敵を力攻すること十日間、十一日これを國境線外に撃退した。當時敵の参加兵力は外蒙東部兵團の大部、ザバイカル、シベリア、ウラル、沿ウオルガ等の各軍管區より抽出派遣した總兵力約一萬と稱せられる。わが軍は以來殘敵を掃蕩すると共に嚴に敵の動靜を監視中であつたが、敵は依然として挑戦的態度を改めずハルハ對岸臺上に優勢な各種砲兵陣を展開し、戰車及び歩兵部隊を逐次増加して再度越境の機を窺ひ、しばしば執拗な小規模の反撃を企圖したがその都度わが方に撃退された。七月十六日午前三時半外蒙ソ聯機は富拉爾基附近に飛來爆彈八筒を投下するの不法を取へてした。

四月二十三日早朝、敵は戰車約百臺歩兵約二千を以つて稍大規模に越境攻撃して來た。これに對しわが軍は、二十三日午前七時砲兵及び飛行隊を以つて對岸砲兵陣地に猛烈な攻撃を加へ、越境部隊の後據をなすハルハ河對岸の敵砲兵を潰滅すると共にわが地上部隊は越境部隊に對し一齊に攻撃を開始した。わが新銳砲兵の射撃はハルハ河附近戰場の天地を震撼せしめ、忽ちにして對岸敵砲兵を制壓した。わが總攻撃に辟易せる敵は早くも動搖を來せしつゝある。

一方、ソ聯本國より續々空輸せられた敵機は、その後の空中戦に於いて次々に撃墜せられ事變勃發以來七月二十五日迄に約七百機を失つた。情報によれば増加後の外蒙ソ聯軍の兵力は歩兵部隊少くも一ヶ師團及び機械化部隊五、六ヶ旅團と稱せられ、飛行部隊はザバイカル軍管區は固よりシベリア、ウラル軍管區その他より補充せられたS.B、T.B重爆撃機を始めとしてイ十五、イ十六型の戦闘機が参加してその數今尙ほ二、三百機に上つてゐる模様である。

#### 四 他の方面の狀況

今次事件發生以來他の滿ソ國境方面に於ける狀況を見ると、未だ大なる變化を認めないが警戒は一般に嚴重となつてゐる。そして相變らず小事件は各處に發生してゐる。例へば五月二十八日饒河(東部)方面に於いて滿洲國江上軍所屬小砲艇三隻がソ聯砲艇の不法射撃を受け火災を起して沈没し出動人員約百名中多數死傷者を生じた事件がある。又六月一日來ソ聯軍は琿春東南十四軒長嶺子西南方ナマコ山滿領内に越境し測量旗を樹てたのでわが歩兵一部隊偵察に向つたところ、之と衝突交戦、敵の遺棄屍體八、わが方負傷者六名を出した。六月三日夕、ソ聯飛行機二機が琿春方面の長嶺子東北四軒にある小馬鞍山に飛來爆彈五筒を投下し、六月十二日にはソ聯二機ガリョンカ方面から三岔口南方上空に越境飛來宣傳文を撒布した。之を要するに、一般に平靜で特に異狀は認めないが、外蒙後方ウラル、ザバイカル方面に於いては軍事輸送が幅狭しむる模様である。

#### 國境戰の戰果

關東軍報連日二十八日午後三時  
一、二十七日以後ノモンハン附近戰場は依然平靜なり  
二、本日迄に判明せる戰果左の如し  
確實に撃墜せる飛行機數七百十五、破壊炎上せしめたる戰車、裝甲自動車、自動貨車五百廿、撲滅したる砲兵七

中隊、大なる損害を與へたる砲兵十二中隊、敵の遺棄したる死體三千を下らず、投降者並に俘虜九十、擄獲品戰車、裝甲車、自動貨車、火炮、機關銃、小銃、電筒、各種彈藥、地圖、書類等多數にして目下蒐集整理中



# 事變下の我が聯合艦隊

海軍省海軍軍事普及部

去る七月二十一日、大元帥陛下に於かせられ  
ては、事變下の國務殊の外御多端なる折から、畏  
くも炎熱の洋上遙かに御艦を進めさせられ、親し  
く聯合艦隊の諸訓練作業を饗はせ給うた。

この日聯合艦隊將兵は太平洋上に金色燦たる  
天崖旗を仰ぎ奉つて士氣いよく揚り、水上諸部  
隊を初めとし、潜水艦部隊、艦隊航空部隊の戦闘  
作業を實施して、立體的近代戦に於ける實戦その  
まゝの状況を天覽に供し奉るの光榮に浴し、無限  
の感銘に打たれた次第である。

大なる所以を切に自覺し、一層奮勵努力、一意聖  
旨を奉戴して練武に精進し、更に大いに實力の精  
練を期し、以つて護國の大任を全うし、大御心に  
應へ奉らんことを誓つた次第である。

そこでこの機会に、我が聯合艦隊について、述  
べてみることにする。

そも、我が聯合艦隊は帝國海軍の精銳であり、我が  
海軍兵力の根幹である。だから、全海軍の機能は之を舉  
げて、艦隊の戰鬥力の最大發揮に向つて集中されてゐる  
のである。

云ふまでもなく、艦隊は常任不斷、海上國防の第一

線に立つて、國軍の重大使命を遂行しつゝあるものであ  
つて、平時であつても戰時であつても常に其の戰鬥力  
の完備を維持し、實力の滿を持して放つべき時節の到  
來を待つてゐるわけで、いはゆる有事即應の姿勢を保つ  
てゐる。だから、聯合艦隊の將兵は、常に戰場にある心  
構へで日夜練武に精進しつゝあるわけである。

今次事變以來、帝國海軍が執り來つた、そして現に執  
りつゝある作戰行動に就いては、既にしばしば詳説した  
通りであるが、海、陸、空にの複雑多岐、多種多様な  
作戰行動に従事してゐる海軍の諸部隊は、主として支那  
方面艦隊に屬するものであつて、我が聯合艦隊はこの支  
那方面艦隊背後の一大威力として、第三國に對し更に大  
なる作戰に備へてゐるのである。尤も今次事變の當初に  
於いては、聯合艦隊は支那方面艦隊に協力し、作戰目的  
達成に大なる役割をなしたのである。

即ち、今次事變勃發するや、我が聯合艦隊の威力は、  
能く西太平洋の海と空とを制壓し、その一部は陸軍部隊  
の輸送掩護に任じ、外征の我が陸軍部隊をして、安んじ

て海を越えて大陸に進出せしめた。月餘の後戰火が上海  
に飛ぶや、機を失はず行動を開始し、艦隊の一部は直接  
我が増援陸戰隊並びに陸軍部隊を上海方面に輸送し、又  
一部は支那沿岸航行遮斷にも従事し、或ひは艦隊自ら支  
那沿岸に進出したこともあり、又その有力な艦隊航空部  
隊を以つて直接支那方面艦隊の作戰に協力したこともあ  
つた。

しかしながら、我が聯合艦隊は概ね對支作戰支援の姿  
勢を保ちながら、主として近海に在つて猛訓練を實施し  
つゝ今日に及んでゐるのである。即ち支那を對手の作戰  
に於いては、聯合艦隊はその威力の片鱗を示したに過ぎ  
ないので、餘裕綽々たるものがあることを知らねばな  
らぬ。

今次事變以來、援將第三國の無用の干渉を完封し、帝  
國外交をして毅然として正義の主張を貫徹せしめたも  
のが、彼の滿洲事變當時と同様、帝國海軍力の儼たる存  
在並びにその優し難き實力であることを、われわれはこ  
の際銘記しなければならない。



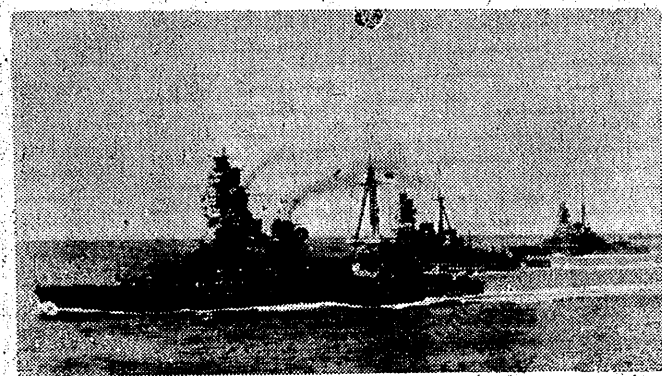
今や事變は第三年に入つて、事變處理に關する外交戰はこれから漸く附つにならうとし、加ふるに國際情勢は更に新たな危機を孕はまんとする氣配さへ看取される時、我が聯合艦隊の任務は更に一段の重要性を増したものと云ふべきである。

× × ×

次に艦隊の編制といふことに就いて少し説明してみよう。

海軍の艦船は其の任務に応じて、それ／＼特殊の性能を附與せられ、各種艦艇に區分せられてゐるが、これ等一艦一艇は、いはゆる海軍兵力の最小の戰鬥單位で、これ等を一指揮の下に併合統制することを艦隊の編制といふのである。

そも／＼艦隊編制の目的は、各艦種を一絲亂れざる統制の下に統合し、各その特性を十分に發揮させ、全隊としての能力を作戰の要求に適合せしめ、而かも均衡のとれたものとして其の戰鬥力を最高度に發揮せしめるにある。



いはゆる「バランスド・フリート」と云ふのがそれで、主力艦偏重の兵力や奇兵偏重の勢力であつてはならないのである。

艦隊は軍艦二隻以上を以つて編制し、必要に應じ、之に驅逐隊・潜水隊・水雷隊・掃海隊又は驅逐艦・潜水艦・水雷艇・掃海艇を編入し、港務部・防備隊・航

空隊・特務艦を附屬する。

艦隊は必要に應じ、之を戰隊に區分する。

戰隊は軍艦二隻以上又は軍艦及び驅逐隊若しくは潜水隊を以つて編制する。但し主として航空母艦・水上機母艦・驅逐隊・潜水隊等を以つて編制するときは、之を航空戰隊・水雷戰隊・潜水戰隊等と呼ぶ。

又戰隊には必要に應じ水雷隊又は掃海隊を編入する。聯合艦隊は艦隊二個以上を以つて編制し、必要に應じ之に艦船部隊を編入又は附屬する。

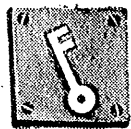
戰隊には司令官があり、艦隊には司令長官があることは周知の通りである。

かくて聯合艦隊は、一人の指揮官(聯合艦隊司令長官)の下に多數の艦艇、飛行機などが、全軍の有機的機能を極度に發揮しなければならぬのであつて、一兵の精否も能く戰鬥の勝敗を左右するものであることはいふまでもない。

それ故にこそ、艦隊の全乗員は海防の最前線に立つことの光榮と責務を自覺し、一意聖旨を奉戴して練武に精

進し、風雪と闘ひ、苦熱に耐へ、狂瀾怒濤にもまれつつ、あらゆる困苦缺乏を忍んで、日夜戰鬥力の全能發揮に努力専念しつゝあるのである。

これが艦隊の本務最頭の猛訓練といふもので、一度出動すれば一週を月火水木金といふやうに文字通りの猛訓練には事實日曜もなければ祭日もない。艦隊乗員の日曜日は、たまたに休養、補給その他の要務のため港に入つた時だけである。新聞や雑誌なども、その時一擧にまとめて讀むといふのが實情で、その猛訓練ぶりには涙ぐましくもまた、たのもしいものがある。



# 何が「軍用資源秘密」か

— 軍用資源秘密保護法早わかり(上) —

戦争の遂行に秘密の重要なこと、スパイの恐るべきことはいふまでもないが、戦争が國家總力戦となつて来ると、軍機(軍用資源)の秘密は勿論、國家總動員に關する事柄まで一切外國に知らせてはならなくなつて來るのである。「軍用資源秘密保護法」は六月二十六日から施行されたが、これは國家總動員上の秘密のうち軍用資源の秘密を外國に知らずまいとするものである。秘密を外國に漏らさぬためには「何が軍用資源秘密であるか」といふことを國民に知らせ、その秘密を外國へ漏らす者がないやうにしなければならぬ。そこで軍用資源秘密保護法では先づ陸海軍大臣が「何が軍用資源秘密であるか」を指定し、「秘密」となつたことがらを表はす圖書その他のものには一定のしるしをつけ、隠さなくてはならない建物その他の設備には一定の制札を立て何人にも「これは秘密であるから外國へ漏らしてはならない」といふことをはつきりさせることになつてゐる。

軍用資源秘密保護法については「週報」第一三四號(青十)に述べたが、ここでは、「一體何が軍用資源秘密に指定されるか」「何が軍用資源秘密であるか」といふことについて、なるべく分り易く述べることにする。

## 何が軍用資源秘密に指定されるか

何を軍用資源秘密と指定するかといふことは軍用資源秘密保護法の第二條に十五項目に互つて列挙してある。この十五項目の中から必要に応じて陸軍大臣又は海軍大臣が(官廳の管理に屬するものについては主務大臣が)省令で軍用資源秘密を指定するのである。この省令は官報にも公示されるが、「何々を軍用資源秘密とする」と公示すると却つて秘密を知らず結果になる場合には、その管理者に書面(文書)で通知するだけで公示はしないことになつてゐる。その十五項目といふのは次の通りであるが、すべて軍用とあるのは現在軍用に供してゐる場合は勿論のこと、現在は軍用に供してゐなくても將來一定の時期に軍用に供する豫定となつてゐるものまで含んでゐるのである。

一 全國又は一地方の軍用重要物資の生産額、生産能力、又は一地方の生産額、生産能力であつて、個別の工場等の生産額、生産能力は「秘密」にはならない。

## 指定された軍用資源秘密

現在、「軍用資源秘密」と指定されてゐるものは何か。具體的にいつて、何が「軍用資源秘密」なのか。今日のところ、この「軍用資源秘密」を指定して公示してゐるのは六月二十六日の陸海軍省令第三號「軍用資源秘密保護法施行規則」である。以下同省令によつて「軍用資源秘密」と指定されたものを列挙しよう。(これは上段の説明に對應するもので、数字を合せて見ていただきたい)

全	アルミニウム、マグネシウム、ニッケル、フェロニッケル、水銀、ダングステン、フェロタンタル、モリブデン、フエロモリブ	生産額
一		生産能力
イ		等れこ





は全國又は一地方のこれ等の人の總數と種類別の數、それからこれ等の數を表はす圖書物件である。

八 軍用航空機、軍用自動車、軍用馬の數  
これが重要な秘密であることは説くまでもないだらう。全國又は一地方のこれ等のものの總數と種類別の數と、以上のことを表はす圖書物件が「秘密」になるのである。

九 軍用に供する重要な鐵道の輸送能力  
鐵道ではなくて、動員の際等に軍用に使用することになつてゐる鐵道である。秘匿したいのは輸送能力であるから、輸送能力を判定出来るやうな輸送統計と、以上のことがらを表はす圖書物件も「秘密」となる。

十 軍用に供する重要な飛行場又はその飛行場と附屬設備  
軍用に供する飛行場又はその附屬設備に関する重要な事項の記録圖表としての内容が「秘密」となる。

十一 軍用に供する船舶の特殊設備  
軍用に供する船舶の特殊設備に関する重要な記録圖表としての内容である。

十二 軍用に供する重要な通信機關  
軍用に供する重要な通信連絡系統とその通信能力は「秘密」となる。これ等のことを表はす圖書物件も「秘密」である。

また軍用に供する重要な通信設備に関する重要な記録圖表とその内容、又はその設備の通信能力に関する重要な記録圖表とその内容も「秘密」になるのである。  
重要な記録圖表とその内容も「秘密」になるのである。

三十 重要な試験研究又は軍事上秘匿を要する發明考案  
試験研究は陸軍大臣又は海軍大臣の命令又は委嘱による重要な試験研究であつて、この試験研究と軍事上秘匿を要する發明考案に関する事項とそれに関する圖書物件が秘密となるのである。

四十 氣象に關する重要な事項  
航空機が發達して空襲の危険に曝される今日の戦争では、氣象も重要な秘密となつて來る。そこで軍事上秘匿を要

七 蒸氣機關車乗務員、機關士、機關助士、航空機乗員(航空士)、操縦士、機關士の總數、種類別數、圖書物件  
これ等を表はす圖書物件

八 航空機、貨物自動車、乗合自動車の總數、これを表示する圖書物件  
これを表示する圖書物件

九 樺太鐵道株式會社の鐵道の輸送能力  
これを表示する圖書物件

「秘密」となる數字は、何時のものかといふと、昭和十三年一月以後のものである。即ち昭和十三年一月以降の生産額・生産能力・貯藏額・貯藏能力・輸入額・總數・種類別の數が「秘密」となるのである。物資動員計畫、生産力擴充計畫、輸入計畫も昭和十三年一月以後に閣議又は主務大臣が決定したこれ等の計畫中のものが「秘密」となるのである。

以上が六月二十六日の陸海軍省令が指定した「軍用資源秘密」である。現在「秘密」として指定され、公示されてゐるものはこれだけであるが、最初に述べた通り、公示することが不適當なものについては直接管理者への通知だけで、公示しないものがあるからその點注意を要する。  
それからこの省令は、いはゞ第一回のものであつて、今後必要に應じ第二條の範圍内で「秘密」の指定が行はれることも忘れてはならない。

する氣象に關する重要な事項と圖書物件が「秘密」となるのである。

五十 特に秘密の措置を要する設備

以上のうち二號から五號、九號から十二號までの設備、簡單にいへば兵器工場、重要軍用物資の製造工場、貯蔵設備、鐵道、飛行場、船舶の特殊設備、通信設備等の中には生産能力や貯蔵能力等だけでなく、設備そのものを秘匿しなくてはならないものがある。そこで特に秘匿の措置を要するこれらの設備はその設備自體と、その機構、性能、それからこれ等を表はす圖書物件を「秘密」と指定することが出来るのである。

第十三號中の試験研究に關する設備も同様に取扱はれる。

☆ ☆

現に「通信」に關しては通信機「鐵道」に關しては鐵道省「氣象」に關しては文部省の省令などが近く發せられることになつてゐるのである。

「何が軍用資源秘密であるか」は以上で明らかであらう。「軍用資源秘密」に指定された圖書、物件には「軍用資源秘密」であることを明らかにする標記をつけなくてはならない。下段に述べた「軍用資源秘密」に屬する圖書や物件の保管者は直ちにこの標記をつけなくてはならないのである。標記とは、圖書の表紙に「軍資秘」と書き、本の一部に「秘密」が記載されてゐるときはその頁に「軍資秘」と書き、表紙に「軍資秘」と書くのである。

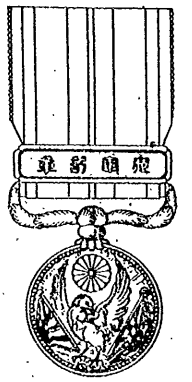
機械、模型等の物件には「軍用資源秘密」と書いて「秘密」であることを明らかにするのである。

支那事變從軍記章の御制定

— 今次事變記念の表章として —

賞 勳 局

興亞聖戰既に三年、瀟湘橋事件に端を發し、以來北支、中支、南支と陸海空各戰線は世界戦史に空前の戦果を輝かせ、與軍の大業の礎石は築かれたが、今次事變の重大性に鑑み、聖戰に從軍して赫々の武功をたてた陸海軍將兵をはじめ軍醫その他一般軍務關係者に對する榮ある「支那事變從軍記章」の御制定は、畏きあたりの御裁可を仰ぎ、さきに樞密院の御諮詢を経て、七月二十七日勅令第四九六號「支那事變從軍記章令」並びに閣令第十一號



「支那事變從軍記章授與規程」として公布された。今回御制定になつた從軍記章は、臺灣役を初めとし、日清、北清、日露、日獨、西比利亞、滿洲の各戰役事變を経て、第九年事變と支那事變とは相關聯してゐるものであるから、其の記章も亦「二部作」とするを適當と認め、前事變記章に神武天皇御東征の折の「鸞鷲」を配したから、今回は同じく御東征の折の「八咫鳥」を用ひた。共に神の導くまゝに進む皇軍の正

八回目に當り、その意匠圖案、綵の色等に就いては今次事變の特質を具象せしめようと格段の苦心を拂つた。

從軍記章ノ圖式  
京 青銅製 三折トシ表面ニ菊御紋、八咫鳥、軍旗、軍艦、砲臺及光ノ圖ヲ鑄出シ裏面ニ山、松及波ノ圖ヲ鑄出シ支那事變ノ四字ヲ鑄ス  
飾版 青銅トシ表面ニ從軍記章ノ四字ヲ鑄ス  
青銅トシ表面及裏面ニ日蓮ノ圖ヲ鑄出ス  
鍍 鍍層ニ三折トシ中央赤色、其ノ左右内側ヨリ各紅色、青色、藍色、酒紅色トス

記章表面 中央上部に菊花御紋章を戴き、配するに八咫鳥、軍旗、軍艦、砲臺、及び光を以つてした。昭和六年乃至九年事變と支那事變とは相關聯してゐるものであるから、其の記章も亦「二部作」とするを適當と認め、前事變記章に神武天皇御東征の折の「鸞鷲」を配したから、今回は同じく御東征の折の「八咫鳥」を用ひた。共に神の導くまゝに進む皇軍の正

義の軍たる事を象徴したものである。軍旗と軍艦旗を配したのは、陸海軍の雄然たる戦績を讃へると共に、日清、日露兩戦役従軍記章の圖案に於ける傳統を復活したものである。

記章裏面 山、雲、波の文様に支那事變の四字を刻む。山と雲の文様は古鏡より、波の文様は上代太刀の鞘の文様より取材した。これは陸海空の相協力を意味すると共に、國軍草創よりの大精神たる「うみゆかば、みづくかばね、やまゆかば、くさむすかばね、おほきみのへにこそしなめ、かへりみはせじ」との大伴氏言立の意をも兼ね現はしたものである。

附屬金具 飾版 は傳統を守つて「従軍記章」の四字を刻み、釣金具は昭和六年乃至九年事變記念章と同じく「あめのひかげのかつら」を用ひた。ひかげのかつらは、古事記にあらはれた瑞草で我が國大典に用ひらるゝ由緒深い草である。

綬 は、中央に細く赤色、左右に紅色、青色、納戸色、濃紺、褐色の順に配列し、これを縦糸とし、緯糸は白色とした。紅色は戦闘、赤色は忠誠、青色は戰場たる大江、大河の山川、納戸色は天空、濃紺は海を現はし、尚ほ戰場に薫る陸海軍の勳、空からの制空権の掌握、又今次事變の特色たる海軍の支那本土に對する海上よりの完全封鎖をも現はして以上を縦となし、配するに平和の象徴たる白色を緯とし以つて聖職支那事變の大願を顯現した。

なほ章、飾版、銀の素材に關しては、昭和六年乃至九年事變(滿洲事變)記念章と同様青銅を以て充てることとしたが、その合成分は青銅質とほぼ同割合であつて、銅九五〇分、錫四〇分、亜鉛一〇分である。之は記念製作の技術的見地等から見ても最も相應しい素材であると認められたからである。

さて右の支那事變従軍記章は、事變勃發以來興亞の大業に加はり前線に、後方に勤務し、聖職的貫徹の爲めに必死の健闘を致し、既に興亞の礎石として祀られた護國の英靈は勿論、現に現地で奮闘を續けてゐる従軍軍人軍屬を始め、軍務を補助し特に功績ある者、又は許可を得て従軍した者に對し説諭の上授與せられることとなつてゐる。

一、事變地に在つて軍務に従事し又は軍事に關する特別の任務を受けて事變地に往復したる陸海軍軍人軍屬及び文官  
二、事變地に臨まざるも、動員部隊若くは事變の爲め臨時編成した部隊に編入せられ又は事變に關する軍務に従事したる陸海軍軍人軍屬  
三、事變に關する軍務に従事したる陸海軍軍用船舶又は病院船の乗組員

四、陸海軍官憲の監督を受け事變に關する傷病者の救護に従事したる者

前項條の「に該當する者」であつても個人又は之に類する下級官員等に在つては特殊の軍務に服し且つ功績ある者でなければ従軍記章は授與されない。

五、事變に關する軍務を補助し特に功績ある者又は許可を得て従軍したる者には、特に従軍記章を授與される。

本従軍記章は、記章を授與するべきものが、既に行賞の發表された戦死、戦傷、戦死者のやうに、授與前に死亡した者であつても生前に、遊つて授與される。蓋し記章は勳章と同じく佩用資格を有する本人に授與するべきものであるから、死後者に對しても、死後者本人に授與せらるゝ形式となすを適當とするからである。而して本従軍記章が授與されると、勳章と同じく本人に限り終身佩用し、子孫は之を保存することを許され、授與前に死亡した者に布つては之を其の遺族に付與

して保存せしめることとした。

以上で本従軍記章の概要を詳説したが、本勅令の施行は八月十六日であつて、いよゝ本記章が授與される迄には尙ほ記章の製造、章記の印刷等の關係から相當の日時を要するが、授與せられる順序は先づ既に行賞發表済みの戦死戦傷病死者より初め、だん／＼一般に及ぶこととなるであらう。

參考として、臺灣役以來滿洲事變迄七回の各従軍記章を觀るに、素材は臺灣役の銀を除く外は銅四回、青銅一回。その内日清役の分は敵軍から奪獲した大砲の地金を使用したのと、形が寶珠型である點に特色があり、形及び大きさは、いづれも圓形徑一寸である。章及び綬の圖案と色彩の配合は、概して單純なものから次第に複雑化され、例へば綬の色は臺灣、日清、北清、日獨、西比利亞の各二色、日露は三色、滿洲は五色である。

戰役事變名	素材	形	直徑	綬の色
日清	銅	圓形	一寸	二色
北清	銅	圓形	一寸	二色
日露	銅	圓形	一寸	三色
滿洲	銅	圓形	一寸	五色

第七十六號 八月二日發行

- ☆日英第三次會談を終へて
- ☆日英第三次會談を終へて
- ☆北大に學ぶ内閣の若人
- ☆角帽の水兵さん
- ☆天皇陛下交際下に聯合艦隊の訓練
- ☆作業を天覽遊ばさる
- ☆郵便貯金五十億
- ☆所かほれば品かはる―支那主商賣往來
- ☆マリアア爆撃隊―タップミンノウの話
- ☆海外通信

# ドイツの青年宿泊



（カッセルの青年宿泊所）  
 昨年わが訪獨青少年團員が渡獨の際、ドイツ青少年團員と親しく交遊した思ひ出の深いベルリン郊外テューエンゼーにある、ヒトラー・ユーンゲントの代表的青年宿泊所の模範が、我が學生生徒の夏季鍛錬を激勵するかのやうに、このほど

イツ青年省のフォン・シラッハ統監から財團法人原田積善會におくられてきた。青年宿泊所の建設はヒトラー總統が最も力こぶをいれてある問題であり、ヒトラー・ユーンゲントにとつて青年宿泊所は、旅行の機会を興へる機關といふよりは、最高唯一の心身鍛錬道場ともいへる重大な使

命をもつてゐる。  
 この青年宿泊所がヒトラー・ユーンゲントの手で經營されるやうになつたのは、一九三三年四月からのことであるが、その起源は遠く中世紀に發してゐる。ドイツ人は元來が遍歴好きの國民で、中世紀頃騎士とか修業學生、徒弟などは諸國遍歴を一つの修業と心得盛んに旅にでたものである。修業學生などは敬愛する教師が他郷に轉したりすると、百里の道も遠しとせず後を慕つて遍歴にでかけたものだつた。ところが中には途中で志が挫けて不良になつたり、腹がへるまゝに、農家の家畜を殺したりする者がいたので農民から毛嫌ひされるやうになり、修業學生の言葉は、今日なほドイツ語に不快な言葉として残つてゐるほどである。  
 徒弟なども三年間位遍歴しなければ一人前に見なされず、遍歴のおかげで職人階級からドイツの歴史に名が加へられた

者も相當現はれたのである。わが國にも「可愛い」子には旅の言葉があるが、ドイツでは中世紀頃から遍歴は立派な二つの教育手段と考へられ、旅行者が非常な數になつた。従つて農村に簡素な泊り宿が自然できるやうになつた。ところが十九世紀になると一時この遍歴熱が下火になつたが、ボヘミア・ホーエンエルベのグイド・ロッターが一八八四年學生生徒宿泊所をつくつたことが刺戟となり、今日の宿泊所の前身となるや、本格的な宿泊所が次第に生れるやうになつた。  
 その後結成されたワンダーフォーゲル（渡り鳥運動）も自身の宿泊所をもつやうになり、宿泊所の數は急にふえてきた。ところが折角軌道に乗らうとした矢先、歐洲大戦の勃發で一時中だるみの状態になつてしまつた。しかし戦後國民轉位向上の波にのつてヒル・ハンパッハに全國青年宿泊所聯盟が創立されるに至つて、以

前にもました勢ひで普及するやうになつたが、一九三三年四月、ヒトラー・ユーンゲントの手に移り、ドイツ國再建運動の重要機關として計画的に統一されるやうになつた。宿泊所に於ける輕便運動的な気分は一掃され、あくまで嚴肅な心身鍛錬場であり、ドイツの祖國愛、郷土愛を青少年の胸底に培養する温床に一變した。翌三十四年にはハンブルグ港工場協會から一隻の古船が寄贈され、大工場の縮比するハンブルグ港のまん中に名も新たな宿泊所が生れるやうになつた。この宿泊所は斷然青少年の人氣を呼び、一年十萬人からの若人が訓練を受ける盛況振りを示してゐる。  
 かくて青年宿泊所は短期間に急激な發達を見せ、ベルヒテスガデンのヒトラー山荘の「アドルフ・ヒトラー青年宿泊所」、ヒトラー・ユーンゲント團長シラッハ氏の名をつけた「バルト・フォン・シラッハ青

年宿泊所」故ヒンデンブルグ元帥を記念する「フォン・ヒンデンブルグ青年宿泊所」等々大ドイツ帝國建設の功勞者に因んだ宿泊所や、傳統を誇る名城古跡に續々青年宿泊所が設けられるやうになり、一九三三年から三五年に亙る僅か三ヶ年間に百二十二の宿泊所が新設され、改築されたもの四十八、一九三五年の調べだけでも、宿泊者總數六百五十萬人に上り、同年現在宿泊所數約二千といふ素晴らしい成績をあげるに至つた。  
 その後も逐年増加の一路を辿り、昨一九三八年には新設百四十に達し、ヒトラー青年宿泊所などは一千塞のベッドを増設したといはれてゐる。  
 これ等の青年宿泊所には、ヒトラー・ユーンゲントや學校生徒の場合、一日二十ベツニヒ（二ベツニヒ郵貨約一錢四厘）の廉價で泊れ、その他の青少年は三十ベツニヒとなつてゐる。大人も空室の



ある場合は利用できるやうになつてゐるが、宿泊料は青少年と殆んど違はぬ安さである。

青年宿所は、一年を通じての宿泊者の多少によつて三区分され、五千人から六千人の宿泊者があるものはAクラス、六千人以上一萬八千人あるものをBクラス、一萬八千人以上を收容してゐるものをCクラスとしてゐる。宿所の世話には夫婦者を備つてゐるが、子供がある場合は夫婦を調理場や事務所から遠い所におくと、細君の注意が子供の面倒のために散漫になり、そのため細君以外の人手が要ることになると調理は勿論、賄費などにも非常な影響を蒙るといふやうな所まで考慮に入れて、世話人夫婦の居室と調理室、事務室を一緒に設けてゐる點など敬服の外はない。その他板張りは、ふつう壁よりも費用がかかるが、部屋に親しみを與へいつも清潔に保つことがで



一杯水い冷てれ疲き歩

き、その上長持ちがきくから、一時は高くても結果から見れば安上りだといふ見地から、宿所の壁は板張りを原則としてゐるなどあくまでドイツ式である。今日宿所の建築様式をアメリカ風からドイツの傳統的精神のこもつた建築にドシドシ改められてゐる一事も見逃すこと

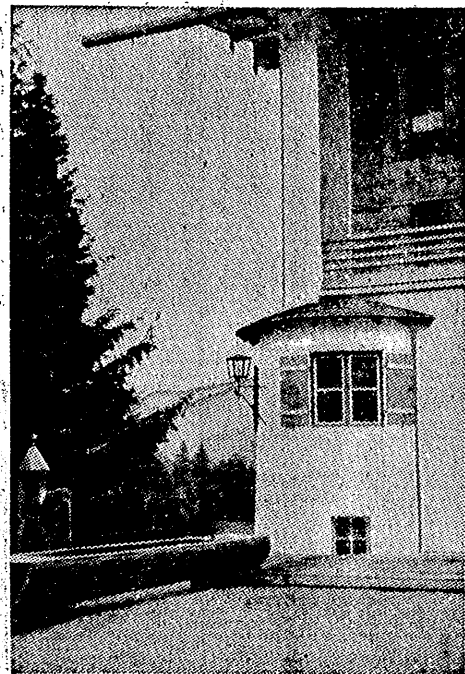
はできない。宿所の世話人は決して單なる世話人でなく、ドイツの青年宿所事業の盛衰を決する位の心構へで働かされ、宿所を經濟的に上手に處理していくばかりでなく、自分の仕事を一つの教育事業と考へ、土地の風俗習慣等に關しても一應の知

識をもたねばならないことになつてゐる。世話人の仕事は全く忙しい。ヒトラー・ユングントの講習會に、學生生徒の野營に、政治講習會に全く寸暇もない有様だ。

しかも居室や寢寮は後からやつてくる青少年團體のために絶えず整頓しておか

ねばならない。これでは如何に有能な世話人でも到底手が廻りきれない。そこで、こゝに泊る青少年は人手を借りず自分の事は自分でするやう嚴重に言ひ渡され、しかも驚くほど秩序正しく守られてゐる。當番の者は世話人の良き助手となつて掃除萬端に勵むことが義務とされてゐる。

この宿所で彼等青少年が暮す時間は數時間乃至數日に過ぎないが、ドイツ各地方の青少年が一緒にになり、北ドイツ人は南ドイツ人を、東ドイツ人は西ドイツ人を知るやうになるので、居ながらにして血を同じうするゲルマン民族の交際が行はれるわけで、くだらぬ先入観や偏見は忽ち一掃され、ヒトラー總統の念願する獨逸民族の融合一體はきほめて自然の中に達せられ、かくしてドイツ青少年宿所事業は眞に國民的事業になり、ヒトラー・ユングントの生活からも切り離すことのできない存在となつてゐるのである。



面側の所泊宿年青ーラトヒ・フルドア

## 南支沿岸封鎖の強化

海軍省海軍軍事普及部

帝國海軍は昭和十二年八月二十五日、長谷川第三艦隊司令長官の名を以つて第一次航行遮断の宣言を發表して、數次にわたり遮断區域の擴張を宣言實施したが、今や北は滿洲國との境界である山海關から、南は海南島をめぐり佛領印度支那との境にいたるまで、實に二千八百五十餘哩の全支沿岸の封鎖に任じつゝ、或ひは黄海の濁水に浮び、或ひは季節風吹き狂ふ南支の波濤に酷暑と闘ひつゝ、海上の哨戒に、支那船舶の臨檢拿捕に、蔣政権の物資補給の道を断たんとする努力は、事變目的遂行のため見えざる大きな効果を齎してゐるのである。

全支沿岸にわたるこの廣大な區域を監視警戒することは容易ならざる事業である。その行動は有力な敵艦隊と

交戦するやうな華々しいものではなく、日夜大自然の暴威と闘ひつゝ、我が方の目をかすめて敵に軍需品や物資を供給してゐる支那船舶並びに第三國船に偽装された船舶を厳重に監視するもので、その作業が極めて地味な役割であるからして、辛勞のみ多くて而かも世人はともすればその偉大なる功績を忘れ勝ちなのであるが、我が海軍の將士は世の關心をよそに黙々として任務遂行に苦闘をつづけ、縁の下に力持ちに等しい涙ぐましい雄々しい勞苦と努力が積み重ねられたつたのである。

るが、事變勃發以來我が海陸軍の作戦の進捗につれて主要海港は殆んど我が手に歸した。即ち、北より南に列記すれば塘沽、芝罘、威海衛、青島、連雲港、海州、上海、廈門、廣東、海日及び榆林、海南島等の重要海港であつて、これらは最早援蔣ルートとしての機能を完全に失つたのであるが、尙ほ南支に残された幾つかの開港のみは貿易の舞臺として第三國船が跳梁し種々の形で援蔣物資が内地へと流れ込んでゐたのである。

そこで、我が海軍は南支に残された援蔣ルートの開港に着眼し新作戰を計畫し、去る六月二十一日汕頭攻略（週報第一四一號第一四三號記載）に端を發し、我が封鎖部隊は、更に艦艇及び航空部隊の援護下に、二十三日早朝には舟山島の南部に敵前上陸を敢行、同日夕刻には要衝たる定海を完全に占領し、尙ほ一部隊は岱山島をも占領するにいたつた。舟山島は金塘、岱山等をはじめ大小幾多の島嶼と共に舟山列島を形成し、揚子江及び杭州灣を抑へる地位にあり、遙か大陸に領海や浙江省第一の貿易港たる寧波に望んでゐる。

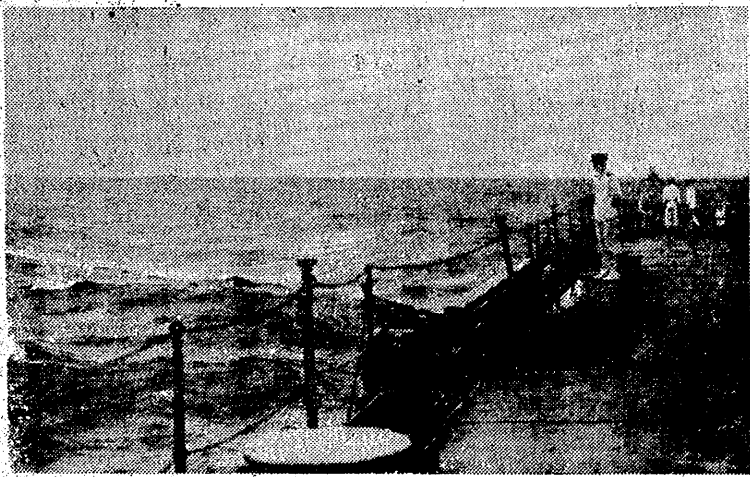
蔣政権は錢塘江兩岸の紹興及び寧波を中心とする地方一帯に直系の大軍を集結防備に當らしめ、また舟山列島や寧波、紹興を利用して、外援の資材を吸取するに力め、軍事的活動に役立て、絶えず錢塘江を越えて、杭州の治安を擾亂しようとしてゐたのであつて、實に同島の占領は汕頭攻略と相まち更に戦果と戰略的效果を大ならしめたものである。續いて二十七日には福州、温州兩港の封鎖（週報第一四二號掲載）を敢行し多大の戦果を挙げた。

七月十二日、新聞港場泉州や銅山及び詔安（福建省）の閉塞作戰を施行することとなり、第三國艦船退避方及川支那方面艦隊司令長官の名を以つて三浦總領事を通じて各國外交關係、海關側に對し通告を發し、十五日午前八時（日本時間）より軍事行動を開始するに至つた。我が海軍は更に一段と封鎖を強化するため、香港、汕頭間の中間に位し兩港の中繼港として沿岸貿易の中心地をなす汕尾港（廣東省）を十八日午前八時を期し封鎖することとなり、十五日同じく關係各國に通告を發し、尙ほ福

州斷絶を強化するため興化(福建省)を十九日午前八時を期し同様封鎖することになり、十六日關係各國に對し聲明した。

更に十八日三都澳、羅源、沙埕(福建省)の閉塞を聲明しその旨を關係第三國に通告し、三都澳、羅源に對しては二十一日午前八時より、沙埕に對しては二十二日午後二時より軍事行動を開始するに至つたのである。尙ほ二十六日廣東香港領事宛て我が軍は来る二十八日より二週間すべての外國船舶に對し珠江を封鎖する旨通告を發した。

かくて全支沿岸の重要開港は勿論河川に至る迄、悉く皇軍の制壓に歸し航行遮斷の作戦は茲に沿岸の港口封鎖敢行へと積極的に飛躍したのであるが、今日まで隠忍を重ねた我が海軍がかかる強硬なる歴史的作戦に出る裏には、第三國と通商上の摩擦を十分に覺悟して立上つた舉國一致の確固たる決意が用意されており、それがために第三國の援助に絶る支那側の抗戦力には致命的的打撃を與へるもので、こゝに今回作戦の意義と重要性が存するのである。



沿 岸 封 鎖

ある。

交通遮斷の意義は「相手國公私船舶の交通を遮斷」することであつて、即ち、その艦隊司令長官の指揮下に在る海軍の實力を以つて、支那公私船舶の航行を差止めることなのである。そしてその目的は支那船舶の交通を遮斷して國民政府をして軍需品その他の補給難に陥らせ、没落を早め事態を速かに安定せしめんがためである。交通遮斷は以上の如き意義と目的を有してゐるので、その意義目的は沿岸封鎖と同一であるが、今事變の目的が東洋永遠の平和の爲めに國民政府並びに抗日軍を潰滅し、以つて新東亞の再建を期するにあつて、支那良民を敵とするものでなく宣戰布告も行はれてゐない故に交通遮斷と稱してゐるのである。

換言すれば、戦争に非ずして、事變なる理由のもとに「封鎖」と言ふ語は正式に使用せず「支那船舶交通遮斷」、或ひは「平時封鎖」と稱してゐるわけであつて、國際公法上にも承認されてゐるのみならず、歴史の示す所によれば我が海軍の交通遮斷を非難してゐる國々でさ

へ曾て公然と平時封鎖を行つて來たのである。

平時封鎖の原則として第三國の船舶に對しては交通を遮斷してゐないので、往々支那船舶が第三國國旗を詐用偽裝し我が封鎖線を抜けようとするので、我が艦艇はこれ等の怪しい船舶を見つけ次第停船を命じ臨検を行つてゐる。尙ほ我が封鎖部隊は援將貨物が外國の領土、租借地、船舶内にある間は黙視するより外はないが、一旦之が支那人の手に渡つたら容赦はしないのである。即ち、その経路は英領香港や葡領澳門や、佛租借地廣州灣等に集積した物資を更に小船舶やジャンクに積み換へ沿岸各地から密輸入してゐるが、我が艦艇により片端しから取抑へられてゐるのである。

次に我が海軍が南支沿岸封鎖の強化に出でた理由を述べよう。凡そ今日の國家は、平時に於いても、外國から國を鎖して獨立生存發展を遂げることが出来ないものである。そして海は世界の交通路であり、海港は世界への門戸であり、この門戸を閉塞されることは國家にとつて一大打撃であることはいふ迄もないことである。況んや

工業國でない抗日支那が、たとひ開戦前に相當の兵器彈藥・軍需品のストックを持つてゐたにせよ、抗日戦を続け、又長期抗戦の主張を企圖するからには、どうしても第三國からの軍需品その他の輸入を絶対必要とする事は當然であつて、それには蘭州方面よりするソ聯のいはゆる西北ルートもあれば、ビルマ雲南ルートもあり、その他陸路或ひは空路によることも可能であるが、支那は地形上何といつても海路に依るのが輸送能力やその他の點に於いて簡便且つ捷徑であることは明らかなのである。

然るに事變勃發以來第三國船舶の支那沿岸各地に出入港した隻数は我が封鎖部隊の調査統計によつても明瞭であるが、香港及び廣東は勿論、その他主要海港たる温州・福州・廈門・汕頭・海口等に於いても英國が斷然他の第三國を押し事變以來一貫して第一位を占めてゐる現象は注目すべき點である。わけでも香港は現在もさうであるが、抗日支那の原動力補給路の中樞であつたのである。皇軍が廣東を攻略した以後に於いても、廣九線と粵漢線の使用不可能となつたが、香港は依然として援蔣

ルートの元締をつとめてゐるのであつて、こゝに集積した物資を積み替へて更に佛印の海防や汕頭その他に向けて發送したり、或ひは多數の小汽船・ジャンク等に積込んで沿岸各地に於いて密輸をしてゐる状況であつた。

尙ほ汕頭は、青島・上海・廣東の大商港が陥落後は蔣政權の對外重要輸血路たる唯一の殘された港として、俄然その重要性が倍加せられて居つたのであつて、最近援蔣第三國船舶の幅員が著るしく目立つやうになり、分けても英國怡和洋行の船舶出入が最も活潑になつてゐるのである。そして汕頭の對外貿易額は廣東攻略後三ヶ月間に於いてすら、蔣政權下に在る全海港輸出入額の三八%を示し斷然他港を壓して第一位を占めてゐたが、尙ほこの三八%は南昌陥落以前の數字であつて、皇軍の南昌攻略に依つて浙贛線が遮斷された以後、汕頭の價値が俄然向上して援蔣唯一の輸血路となつたのである。

尙ほ更に注目すべきは、汕頭の老成なる輸出超過の事實である。この事は蔣政權の抗戦繼續に必要な外貨獲得に重要な地位を占めてゐた事を意味するのであつて、而

かもその輸出品の主要なものが、現代重工業に缺く可からざるタンクステンであり次に桐油であることは重大な意義が見出されるのである。即ち江西省南境地域に産出するタンクステンは汕頭を通じて輸出するのが最も便利であつたのである。またこの地方は鹽の産地で、江南・湖南方面の奥地への鹽は汕頭を経て搬入されるので、汕頭の陥落は又重工業用にも及ぼす影響が少くないのである。

尙ほ汕頭地方は廈門・泉州・廣東並びに海南島と共に南洋華僑の主要なる出身地でありその數二百四十萬に上り、そして彼等からの送金は汕頭と潮州だけでも年一億元以上に達してゐる。華僑全體の送金は通常年一億乃至三億元と見積られ、支那の國際貸借に寄與すること頗る甚大で、廣東財閥は華僑によつて維持せられ、浙江財閥も亦彼等と不可分の關係にあるのである。今事變に於いては、蔣は有力なるデマ宣傳員を遠く海外に派遣して、彼等華僑の粒々辛苦の金を繰り上げてをつたのである。従つて海外華僑は、蔣政權の抗戦力維持に缺く可か

らざる財源であつたのであるが、先には彼等の故郷である廈門・廣東・海南島等を次々奪はれ、今また汕頭附近をも失ふに及んでは、彼等華僑も蔣政權への信頼を失つてゆく事であらう。

今や國民政府は、大切な財源であつた關稅、鹽稅を失つて、收入の途がなくなり、加ふるに在外正貨は枯渇して、その財政は極度の窮乏に喘いでゐるがそれについても、善良なる支那民衆にとつて甚だ迷惑なのは、英國を主眼とする第三國の援蔣行爲であるといへるのであつて、我が支那沿岸封鎖もまた英國等の援蔣行爲に伴ひ漸次強化されつゝある實情である。おもへば英國等の援蔣行爲こそは東洋の平和、東亞の新秩序建設の大敵であつて、我々は斷じて彼等の反省を求めねば止まぬのである。而して我等は一面戰闘、他面建設といふ支那事變の段階を克服するの準備と用意を怠つてはならぬのである。



# 日英東京會談とその反響

外務省情報部

天津租界問題に關する日英東京會談は、全世界注視のうち、七月十五日、我が有田外務大臣とクレイギー駐日大使との會談を以つて開かれた。

會談の第一日は、當日發表されたコンミュニケにあるやうに、十五日の午前九時から外務大臣官邸に於いて三時間餘に亘つて、現下の事態の背景をなす一般問題について討議が行はれ、次回の會談を十七日に續行することを申合はせられた。

第一次の會談を終つたのであつた。

第二次會談は第一日の申合せによつて十七日に開かれる筈であつたが、クレイギー大使側に本國政府からの訓令が到着しなかつたために延期され、十九日の午前九時から開かれた。この日の會談に於いてクレイギー英大使から天津問題の背景をなすところの一般問題に關して、英國側の見解についての説明があり、これに對して有田外務大臣から我が方の意見を述べ、會談は午後互つて續行され、さらに考慮を重ねるために第三次の會談を二十一日に開くこと

を申合はせたのであつた。

かくて二十一日午前十一時から開かれた第三次會談は好調を見せコンミュニケの如く、成立に向つて進捗を見るに至つた。よつて、第四次會談は引續き二十二日の深更に及んで行はれ、遂に意見の一致を見るに至り、右に關する聲明は二十四日、東京及びロンドンに於いて同時に發表されることとなつた。

二十四日發表されたところの聲明は左の如きものである。

『英國政府は大規模の戰鬪行為進行中なる支那に於ける現實の事態を完全に承認し、又かゝる状態が存続する限り支那に於ける日本軍が自己の安全を確保し且つその勢力下に在る地域に於ける治安を維持するため特殊の要求を有すること、並びに日本軍を管し、又はその敵を利用するが如き一切の行為及び原因を排除するの要あることを認識す。英國政府は日本軍に於いて前記目的を達成するに當り、之が妨礙となるべき何等の行為又は措置を是認するの意思を有せず、この機會に於いてかゝる行為及び措置を控制すべき旨を英英官憲及び英國國民に明示し、以つ

て右政策を確認すべし。』

なほ、右の一般原則の決定に引續いて、いよいよ天津問題の具體的交渉に入ることとなり、二十四日の午前九時から外務次官官舎に於いて、我が方は加藤公使以下、英國側はクレイギー大使以下の夫々現地代表を交へた顔觸れを以つて圓卓會議が開かれ、爾後引續いて會議は續行されてゐるのである。

而して、上記の天津問題の背景をなす一般問題に關する日英間の原則的協定の成立は、各方面に對して大きな反響を起したのである。

天津問題の相手國である英國は、租界の封鎖が斷行された當初に於いては、相當に昂奮し對日報復等の強硬論が現はれたのであつたが、愈々租界の隔絶が日を経るに従つて、我が方の決意の強硬なことが判明するや、『今や日本政府もこの問題に對して軍部を支持してゐることが明瞭となつた』として事態の擴大を憂慮する色を見せ、『事件を小

さくすることが結局萬人の利益である。日本の意思を明らかに知りまた歐洲にこれと相關的に起るべき事態を靜觀する必要がある」として、問題の局地的解決を要望するの態度を仄めかしたが、恰も現地並びに日本に於ける反英運動の擡頭によつて、問題の解決を焦慮する傾向が濃厚となつて來た。

かくて東京會談が開始されるや、一面には安堵の色を現はすと共に、この際日本と妥協することを以つて恰も日本から外交政策の變更を強制されるのであるかの如き印象が、相當輿論を刺戟した模様であつたが、會談の進行するに従ひ、我が方の要求の内容も明白となるに及んで、英國の威信を損ふることなくして妥協に達し得るものとの確信を得て、稍、樂觀的な論調を示すに至つた。

二十四日の一般問題に關する意見の一致が發表されるや、これを以つて英國政府は對支政策を變更したものであるとの解釋を傳へるものがあり、また、對日強硬派及び反對派は日本に對する讓歩であるとしてゐる。然し一般の輿論は日本との妥協を已むを得ずと認めて居

り、『日本の支那に於ける政治的地位を認めんとして居ることは政治的聰明の第一歩である』と直言して居るものもあり、言論界の春宿サイド・ポーサム氏の如きも、『英國は對支政策に於いて嚴正中立を守り、その關心は通商貿易に局限されなければならぬ』と論じてゐる。

### 三

フランスは大體に於いて英國に追隨してゐるやうに見られて居り、租界の封鎖に對しては事件は英國租界の關係ではあるが英國と共同利害關係に立つ以上、英國の政策を全的に支持しなければならぬといふ態度を表はし、而かも新秩序の下に租界制度の撤廢を目指してゐる。とか『西歐諸國に對する攻撃のエピソードの一つに過ぎない』とし、或ひは『治外法權は何れにせよ消滅すべき運命にある』等、稍、悲觀的な見方が多く、従つて一般に中立的靜觀の態度に傾いた。東京會談が開かれて日本の主張が明らかとなるや、共產黨の機關紙を除いて各新聞共に會談の進捗を歓迎し、英國が日本との妥協によつてその勢力を東亞の方面に割く必要

がなくなるのを喜ぶ色を見せたが、いよ／＼二十四日、一般問題に關する意見の一致が傳へられるや、英國は東亞に於いて日本に讓歩することによつて歐洲に於ける自國の地位を強化し得たと日本との妥協を歓迎し、『結局英國は東亞で威信を失つただけで、歐洲戦線に於ける實力を増加したのであるからこの方が重要である』と批評し、或ひは『英國は歐洲に於いて平和と安全を確保することによつて始めて海外に於ける優勢を保ち得るのであるから、多少の讓歩はしても歐洲に於ける行動の自由を失はぬことが肝要であらう』と忠告してゐるのである。

### 四

英國は、英國から共同戦線を要求されて居る立場にあり、甚だ微妙な關係に置かれてあつたので、その論議は頗る慎重であつた。天津租界の隔絶が實施されるや一般に『日本は今や極東から歐米勢力の驅逐を決意し、凡ゆる手段を以つてその目的の達成に努力してゐる』との印象は相當強く、『西歐諸國が歐洲問題で夢中になつて居る際、東洋に於いて

英國に壓迫を試みて居る』と皮肉つて居るものもあつた。英國の立場については『事態の成行きに無關心たり得ない』といふもの、然し『米國は戦争を賭してまで英佛の在支權益を守るべき義務を有して居ないが故に、英佛に引きずられて戦争に捲き込まれる危険を避くべきである』との議論が強いが、中には『若し英國が封鎖を決意すれば米國も日本の太平洋貿易遮斷を目的とする補助的封鎖を考慮すべきである』といふ強硬論もあり、大體に於いて日本には惡く英國に同情的であつたことは勿論である。

かくて東京會談に於いて一般問題に對する日英間の意見の一致が報せらるゝや『英國は再び大退却をなさんとするもので、英國並びに支那、さらに太平洋に利害關係を有する列國に重大な影響を與へるであらう』となし、また『その他の外國租界にも直ちに適用さるべく、結局日本軍の占領地域に於ける英米の通商並びに文化事業、終焉の端緒となるであらう。若し英國が一時廻れのために交渉をやつてゐるのに過ぎないものとするれば、今のところ租界に對する日本軍の直接行動を避け、東京に於ける反英運動を緩和せん

とする目的を達成したものと稱し得るが、然し英國が實際に讓歩屈服するや否やは歐洲の情勢及び米國に於ける孤立論の趨勢によつて左右されるであらう」と見てゐるのである。

### 五

防共の盟邦である獨伊の兩國は、終始日本を支持して聲援を送つてゐる。

即ちドイツは租界の封鎖を東亞の指導者たる日本の決斷を正當なりとし、租界の回收を以つて事件唯一の且つ根本的な解決法と見做して居り、また日本の強硬態度を以つて對獨伊關係強化の現はれと考へ、一方、英國の實力については、その極東に於ける兵力を以つては戦争を行ふことは困難で、本國よりの援助を必要とするが歐洲今日の情勢ではそれが不可能であると指摘し、さらに經濟的方面から見ても、日本品のポイコット等の計畫は、一九三六年の對伊經濟制裁の失敗に徴しても効果なしと斷じた。なほ、東京會談の経過に對しても多大の關心を示し、二十四日の聲明發表に對しても英國の讓歩を當然なりと見てゐる。

### 六

イタリーはドイツ以上にさらに積極的に、日本の武力の強大なのに鑑みて英國が武力を以つてこれに對抗せんとするの最も不可であると英國の軍備の不足を指摘し、また、英國の援蔣政策の誤謬をあますところなく暴露し、「日本の正義の行動に英國は屈服するであらう。過去に於ける不正を是正し、正義による平和を建設することは日獨伊三國の天職である」と論じて力強い支持を示した。

東京會談の成果に對しては、「今日までに得られた唯一の結果は、英國が支那に於いて日本によつて造られた天津の事態を認めなければならなかつたといふことだけである。然しこの結論は極めて重大であつて獨伊兩國がこの結果に對して滿腔の満足を感じることは既に明白にされてゐる。然し、會談の最後の結果に對して積極的な樂觀をなすことは尙早である。我等は日本が勇氣と忍耐とを以つて、最後の外交的勝利を得ることを常に期待するものである」と、甚だ友情に満ちた忠告を與へてゐるのである。

租界問題及び東京會談に對して最も關心を持つてゐるのは英國を除いては支那である。特に重慶政府は租界問題に對する日本の強硬政策を以つて、軍部の獨斷であり、従つて獨伊兩國と密接なる關係があると宣傳し、これによつて民主主義諸國、特に英國の援助を切りに求めたのであつた。

従つて東京會談に對しても、英國の對日妥協政策は英國の威信を大墜するものであるとして、英國が日本に屈せざる強硬な態度に出づべきことを要望し、英國のこの強硬な態度は結局會談の決裂を招き、従つて日英關係は益々悪化するべく、その結果として英國の對支同情と援助とは益々促進されることとなるであらうと、頗る自分勝手な期待を持つて居たのであつた。

然るに會談の進捗に従つて英國側讓歩の報道が傳へらるるや、英國が嘗てチベットに對して執つた政策を支那に於いて繰りかへし、一面對支借款を許容すると共に他面支那の領土、主權の保全を犠牲にするのではないかとの懸念を抱いて、非常な狼狽を現はしたが二十四日、一般原則問題について諒解が成立したと傳へられるに至つて深刻なる

失望に陥つたことは覆ふべくもない。

即ち、英國の百八十度の轉換としてその現實的妥協外交を非難し、「英國の援助は交戦の初期に於いてこそ必要が大であつたが、既に粵漢線の斷絶した今日は別に軍事輸送路線が出来、民族の重心が西に遷つた結果一般國民の生活は自給自足の立場に立つ以上、英國よりの援助に俟つ點は益々少くなつたと共に、こゝ一年以來英國が對支援助に吝かであつたのに鑑みる時は、何でその影響するところがあらうか」と會談の初まる前とは打つて變つて英國に毒ついて居る。

また「石田・クレギー協定は九國條約及び本年一月二十日聯盟理事會が採擇した日支事變に關する決議に背反するものである」と攻撃し、「英國は結局日本の増長を昂め、同時に支那の反感を買つて極東から締め出しを喰ふであらう」とか「英國は米佛等からも見放されて益々極東に於いて孤立無援の地位に陥るであらう」とか切りに嫌味を並べてゐる。

それと共に一方では、英國下院に於いてチェンバレン首相が英國の對支政策は不變であると述べた點を誇大に宣傳し、或ひはソ支通商協定の成立、米支新借款成立の可能

性を強調して米ソ依存強化を宣傳し、『支那は英國のみに依存してゐないから大局に影響なし』とか、『唯自己の力量を以つて飽くまでも抗戦を続けるのみ』とか強がりを示す等内心の衝撃と混亂とを如實に現はしてゐる。

七

以上の他、中立的な立場にある諸國に於いては、ベルギーの新聞は『今回の公結により、日本は支那の新秩序を認めしむる主義に於いて成功したものと云ふべく、正に日本外交の成功で、これにより日本が黄色人種間に於ける權威を増大したことは争はれない。』と批評して居り、またスイスの新聞は『日英交渉の成立は支那の抵抗力を弱めるのに大きな効果を與へるであらう』と結論して『今回の交渉に於いて日本が斯くも有利な地歩を占めるに至つた理由としては日本の海軍力が英國のそれに對して劣勢でないといふ事實も勿論ではあるが、それ以外に最近一ヶ月半に亘る滿ソ國境方面に於ける戰鬪の結果、ソ聯の無力さが完全に暴露され、英國がソ聯を頼み難しと考へるに至つたことも與つて

力がある』と指摘し、『英國側は多大の讓歩をした譯であるが、その代りソ聯に對する正しき認識を得、且つ支那に於ける地位及び租界について日本側をして相當な考慮を拂はしめることとなつたのは大きな收穫と言ふべきであらう』と論じてゐる。

要するに、各國に於ける反響は大體に於いて東京會談の結果を英國の讓歩、日本の成功と見て居るのであるが、事實上に於いて東京會談は未だ天津問題の背景をなす一般問題の原則について、支那に於ける現實の事態を英國が承認したのに止まり、果して英國が實際に誠意を披露するかどうかは、一に今後の會談の成行と實行振りの如何にかゝつてゐるわけである。天津問題の具體的解決は目下圓卓會議に於いて討論中であり、治安維持の問題を初め、聯銀券の問題、現銀引渡し問題等頗る困難な問題が存在して居り、これ等の諸問題について完全なる公結に到達するまでには、なほ幾多の曲折があるものと豫想されるのであつて、われわれ國民も之に對處する充分の用意が必要である。

時事問題

日米通商航海條約

米國廢棄を通告す

米國セイヤー國務次官補は七月二十六日午後、國務省に須磨參事官の來訪を求め、一九一一年の日米通商航海條約を廢棄する旨、ハル長官より堀内駐米大使に宛てた左の通牒を手にした。

最近數年間合衆國政府は合衆國諸外國間現行通商航海條約を右條約が締結せられたる諸目的に一層副はしめんか爲には如何なる變更か爲さるべきやを決定するの目的を以て検討致し居り候。右検討中合衆國政府は千九百十一年二月二十一日「ワシントン」に於て署名せられたる合衆國、日本國間通商航海條約が新なる考慮を要する條項を包含すとの結論に到達致候。右考慮に對する方法を準備し、並に新なる諸事態が要求する如く「アメリカ」の諸利益を「層保障し且伸長せんか爲合衆國政府は前記條約第十七條に掲げらるる手續に従ひ茲に本條約を終了せしめられんことと同政府の希望を通告し且

右通告に依り右條約は其の附屬議定書と共に本日より六月の期間の満了を以て終了すべきことを豫期致し候

今回米國政府が廢棄通告をして來た通商航海條約は、一九一一年(明治四十四年)二月二十一日、ワシントンでわが全權大使内田康哉伯と米國國務長官「ライオン」・シー・ノックスとの間に調印され、同年三月三十日に批准を終へ、四月四日批准書を交換し、即日公布されたものである。これは十八條からなるいはゆる通商條約で、通牒文にある第十七條には

本條約ハ千九百十一年七月十七日より實施シ十二年間又ハ兩締約國ノ一方カ他ノ一方ニ對シ本條約ヲ消滅セシムルノ意思ヲ通告セル日ヨリ六月ノ期間ノ滿了ニ至ル迄引續キ效力ヲ有ス

右十二年ノ期間滿了ノ六月前ニ兩締約國ノ孰レヨリモ本條約ヲ消滅セシムルノ意思ヲ他ノ一方ニ通告セサルトキハ本條約ハ締約國ノ一方カ右通告ヲ與ヘタル日ヨリ六月ノ期間ノ滿了ニ至ル迄引續キ效力ヲ有ス

とあり、今回この六ヶ月前といふ廢棄の豫告通告をして來たわけである。

これに對し我が外務省では七月二十七日、左の情報部長談を發表した。

一、今回米國政府から在米帝國大使を通じて日米通商航海條約



の廢棄を正式に通告して来たが、何分數から構のことであり又理由も簡單である爲め、其の眞意果して奈邊に存するかは未だ詳らかにし得ないのである。

一、米國側に於いては廢棄の理由として、數年間米國と諸外國間に締結せられたる通商條約の總てに付いて變更の要ありや否やの研究を爲し來つたが、現行日米通商航海條約に付いては新規考慮を加ふべき、若干の條項ありとの結論に達し且つ新事態に即應して米國の權益を擁護増進する爲めに現行條約の終止廢棄を希望する旨を述べて居る。さりながら右の理由は同時に條約改訂の理由ともなるのであり、一舉飛躍的に然かも突如廢棄を通告せねばならぬ理由は是だけで明白にされたといへない。

一、又米國政府は今回の通告と最近米國上院外交委員會内で行はれたヴァンデンバーグ氏提議にかゝる日米通商航海條約廢棄に關する討議とは何等關聯がないと聲明して居るが、折も折、日英天津會議の進行中とて今回の措置に重大なる政治的意義ありと一般から觀らるる危險が非常に多いであらう。

一、今や極東に於ては新事態が非常な勢ひで展開しつゝあり、世界各國がこの事實に目を敵となく正當なる認識を

準備を進むることとなるべし。新協定は兩國間に現存する友好關係に鑑み相互經濟關係を更に強化すべきを以つて本協定の締結は日獨兩國に於いて大いに歓迎せらるゝ所なり。

#### ▼日獨貿易協定假調印に付いて情報部長談

日獨貿易協定締結交渉がベルリンに於いて帝國大使館と獨逸政府當局との間に開始せられたのは一昨年秋頃である。その主眼とする所は日獨防共關係強化の裏打ちとして經濟關係を緊密化するといふことの外に、本邦にとり不利なる貿易尻を出來得るだけ改善すると同時に、我が國にとつて必要なる物資の供給を確保すると云ふことである。日獨間貿易は何分にも其の額が相當大なるのみならず、其の品目は輸出入共に數百種に及んで居る爲めに、具體的交渉に於いては豫見しなかつた種々の技術的の困難があり、兩國代表者間の熱心な交渉にも拘はらず、折衝には意外に時日を要したのであるが、この程漸く兩者間の意見の一致を見、協定草案が出来上つたので、我が駐獨大使と獨逸側交渉委員長たるウォールター氏との間に本年二十九日ベルリンに於いて假調印が行はれたのである。

日獨兩國政府は右假調印を了した草案に基づいて各必要なる國內手續を執り、それが完了次第兩國代表者間に正式調印を

深むことは帝國政府の夙に要望し來つたことである。米國政府がこの極東に於ける新事態に即應して新條約の締結を望むならば帝國政府は喜んで之に應ずるの用意あることは言ふまでもない。

### 日獨貿易協定假調印さる

一昨秋以來、日獨兩國政府當局間で折衝をつとめてゐた日獨貿易協定は、七月二十八日午後六時ベルリンの時間大島大使及びワイツェッカー外務次官、ウォールター交渉委員長との間に假調印が行はれた。これによつて日獨兩國間の經濟關係は一段と緊密の度を加へたわけで、右に關し七月二十九日左の如く發表された。

#### ▼外務省發表

本日獨間に貿易及び支拂に關する廣泛なる協定假調印せられたる處、本協定は從來の平常的貿易を維持すると共に、更に兩國間貿易の顯著なる伸張を豫定するものなり。本協定は國內手續完了次第成るべく速かに實施の管にして、其の間の實施の爲す運びとなる次第である。正式調印の時期は未だ確言出來ないが、政府としては成るべく早く各般の準備を進め度いと思つてゐる。

協定の内容は正式調印が行はれる迄は發表出來ないが、この協定の結果單に日獨兩國間の貿易額が増大すると云ふのみでなく、兩國間の經濟關係は更に一段と其の相互依存性を増加し、我が國としては戰時平時を通じて必要なる資材を獨逸から一層多量に供給を仰ぎ、我が國の生産力擴充に拍車を掛け國力の充實に寄與することを得ると同時に、我が國からは獨逸に對し水産物、農産物其の他の重要な物資を豊富に供給し、盟邦の經濟計畫に有力なる援助を與ふるに至る次第である。

本協定は防共盟邦との經濟關係を緊密にすることに於いて重要な意義を有するのみならず、多岐多様に互る兩國間の輸出入關係を包括して一定の計畫性を與へたるもので、言はゞ計畫經濟的な貿易協定であることに於いて正に我が國としては對外貿易協定の一紀元を劃するものである。

昨年成立した日滿伊貿易協定と云ひ、今回の日獨貿易協定と云ひ、何れも盟邦相互間の經濟依存關係を高調するもので、防共機構が經濟的の面に於いても漸次強化せられて行くことは寔に慶賀に堪へぬ所である。

最近公布の法令 内閣官房総務課

- 海軍兵學校令改正ノ件 (六月十四日勅令第三百七十八號)
- 海軍機關學校令改正ノ件 (六月十四日勅令第三百七十九號)
- 海軍砲術學校令改正ノ件 (六月十四日勅令第三百八十號)
- 海軍工機學校令改正ノ件 (六月十四日勅令第三百八十一號)
- 海軍水雷學校令改正ノ件 (六月十四日勅令第三百八十二號)
- 海軍通信學校令改正ノ件 (六月十四日勅令第三百八十三號)
- 海軍航海學校令改正ノ件 (六月十四日勅令第三百八十四號)
- 海軍兵學校、海軍機關學校及び海軍砲術學校の生徒の修業期間四年を三年六月に改め、海軍經理學校、海軍砲術學校、海軍工機學校、海軍水雷學校、海軍通信學校及び海軍航海學校にそれぞれ新たに普通科學生の制度を設けるため所要の改正を行ったものである。
- 商工省官制改正ノ件 (六月十六日勅令第三百八十六號)
- 商工部内臨時職員設置制改正ノ件 (六月十六日勅令第三百八十七號)
- 臨時商工省二機要部ヲ設置スルノ件 (六月十六日勅令第三百八十八號)
- 燃料局官制改正ノ件 (六月十六日勅令第三百八十九號)
- 貿易局官制改正ノ件 (六月十六日勅令第三百九十號)
- 物價局官制 (六月十六日勅令第三百九十一號)

高等官官制令改正ノ件 (六月十六日勅令第三百九十二號)  
 工業組合事務官ノ特別任用ニ關スル件 (六月十六日勅令第三百九十三號)  
 商工省物價調整官ノ特別任用ニ關スル件 (六月十六日勅令第三百九十四號)  
 昭和十三年勅令第五百四十八號商工省物價調整官ノ特別任用ニ關スル件改正ノ件 (六月十六日勅令第三百九十五號)  
 現任二在ル陸海軍武官ニシテ商工省物價調整官ニ兼任セラレタル者ノ分限等ニ關スル件 (六月十六日勅令第三百九十六號)  
 前記商工省の機構改正に伴ひ官名の変更があり又振興部長、物價調整官、物價局長及び物價局事務官、工業組合事務官等の官職設置に伴ひ官等係給を定める要あり、是がため高等官官等係給令の改正を行ひ、工業組合事務官、物價調整官及び物價局事務官等は其の職務の性質に鑑み或は地方産業職員制に依る職員として必要なる知識経験ある者中より、或は職務に必要なる知識経験ある者中より特別任用し得る途を拓き、又物價調整官に専任せらるゝ陸海軍武官の分限等に付ても規定した。

米穀處理委員會官制改正ノ件 (六月十六日勅令第三百九十七號)  
 家畜再保險審査會規程改正ノ件 (六月十六日勅令第三百九十八號)  
 漁船再保險審査會規程改正ノ件 (六月十六日勅令第三百九十九號)  
 森林火災國營保險審査會規程改正ノ件 (六月十六日勅令第四百號)

右は何れも商工省官制の改正に伴ひ改正されたものである。

文部省推薦圖書紹介(児童向)

愛の一家 (イネス・サツベル) 著者は純ドイツ系の児童文學の國秀作家で、その作品は堅忍不拔、動感精神のドイツ精神の濃厚なものとして知られ、その代表作としての『愛の一家』は、濃縮した高潔教師ベフリンダ一家の清らかな愛情を描いたもので、厳格な父親と勤勉な母親との愛情に、ままれてその子供らの生活が昂められて行く姿が生き生きと描寫されてゐる。この物語を通じて日本の少年少女達にドイツの少年少女達の質實な日常生活を興味深く充け入れさせ、またドイツ魂を知らせるにも好個なものであらう。

四六四七〇頁、定価一圓八〇錢、送料十四錢、發行東京市神田區丸の内九丁目中央公設社

ひらがな童話集(島崎藤村著) 今まで發表された藤村童話の中から幼い子供に適當と思はれるものを選んで、二冊にまとめたもので、二十篇の童話が收められ児童達に正しい生活を教へるものである。本書が漢字まじりのひらがなを主とした所から小学校二年以上の児童に與へて良好な讀物である。

別冊一〇頁、定価一圓四錢、送料十錢、發行東京市神田區丸の内九丁目中央公設社

鉛の兵隊(森田たまき著) 鉛の兵隊外十七篇の童話、童話劇を収む。單に面白いばかりでなく著者の女らしい心づかひによつて書かれ生活の仕方考へ方等に付いて多くの

示唆に富んだ教育的なもの。(六一九〇頁定)

イソップ物語(新村出譯) 本書はイソップ物語として傳へられた最古の日本版から面白さうな話を選んで今日の言葉に平易に書き改められたもので、譯し方も優れてをり、教育的な意味からいへば、この理解出来る年齢の児童に與へてよい本。後述としてイソップの由來が書かれてゐる。(前半部一〇六頁、定価五十錢、送料九錢、發行東京市神田區丸の内九丁目中央公設社)

官廳編纂圖書だより

◆教學書第一輯(教員局編纂) 本書の内容は  
 一、偉大な神話 紀 正 正 美  
 二、十七世紀の大業佛教 佐伯 定 風  
 三、佛氏一門の教養 中村 直 勝  
 四、東部の開拓と島國探險 藤本 傳 左 衛 門  
 五、航空探險の趨勢 和 田 小 六  
 の五篇が收められてゐる。(別冊一〇四頁、定価五十五錢、送料九錢、發行内閣印刷局)

◆外國爲替管理法及關係法令(大藏省爲替局編纂) 外國爲替管理に關係した法律、勅令、省令等を一括したもので同法令施行に關して隨時發表された注意事項をも收めてある。(別冊一〇五頁、定価二十錢、送料三錢、發行内閣印刷局)

昭和十四年八月三日印刷發行	週 報	定 價	申 込 所	御 注 意
一 部 五 錢	一 部 五 錢	一 部 五 錢	内閣印刷局發行課	▲本誌より贈物の場合は必ず「贈物御送り」の旨を明記し、且つ右欄の表に内閣印刷局の無償贈送の印を捺印して下さい。
一 部 五 錢	一 部 五 錢	一 部 五 錢	内閣印刷局發行課	▲贈送品は必ず封筒に入れ、封筒に「贈送品」と記して下さい。
一 部 五 錢	一 部 五 錢	一 部 五 錢	内閣印刷局發行課	▲本誌へ廣告御送附の方は必ず「御送附」の旨を明記して下さい。
一 部 五 錢	一 部 五 錢	一 部 五 錢	内閣印刷局發行課	▲本誌へ廣告御送附の方は必ず「御送附」の旨を明記して下さい。



# 國際經濟

## 報 週

七月廿七日號

### 農産物價格と統制政策の検討

農産物價格の合理的形成への展望  
 農産物價格と政策の動向  
 好調を呈する綿布輸出  
 スターリング外交と輸出信用保證局  
 ライヒスバンクの改組  
 ナチス政権下のユダヤ人の没落  
 スペインの再建工作(エノラミス)  
 フランス經濟二十年の變遷  
 アメリカの内燃機關工業の動向  
 輸出獎勵の新目標—國産食糧品の點描

行 設

東京市京橋區銀座西八ノ九  
 電話銀座(三)三九七番  
 郵便口座東京八五〇〇番

社 團  
 法人 同盟通信社

見本	郵券三錢對入郵券八錢
定 價	一部三十錢
	(一年分前金(郵券共)送附) <small>十四圓五十錢</small>
統計	財政、金融、貿易統計 商品集計、國庫給高 金利、為替、電信相場
銀行	會社近況
内 外	市 況
國 際	商 品 情 報
通 商	貿 易 情 報
海 外	ニ ュ ー ス
滿 支	ニ ュ ー ス
國 内	ニ ュ ー ス
海 外	概 觀
國 内	概 觀

露光量違いにより重複撮影

# 會の操体オデラ壽

時六朝毎日十二月八日一十二月七

てに他其庭校校學

銃後の國民は  
擧つて参加いたしなう



健康報國

會協送放本日

# 濟經際國

## 報 週

七月廿七日號

農産物價格と統制政策の検討

農産物價格の合理的形成への展望  
農産物價格と政策の動向  
好調を呈する綿布輸出  
スターリング外交と輸出信用保證局  
ライヒスバンクの改組  
ナチス政權下のユダヤ人の没落  
スペインの再建工作 (タゴロミス)  
フランス經濟二十年の變遷  
アメリカの内燃機關工業の動向  
輸出奨励の新目標—國産食糧品の點描

行 設

東京市京橋區銀座西八ノ九  
電話銀座(三)三九七番  
振替口座東京八五〇〇〇番

社団法人 同盟通信社

國內	概観
海外	概観
國內	ニユース
海外	ニユース
通商貿易	情報
國際商品	情報
内外	市場
銀行	會社近況
統計	—財政、金融、貿易、統計— —物價、物價、物價、物價— —金貨、貿易、貿易、貿易—
定 價	一部 三十錢 一年分前送(郵費別) 一圓 (一年分前送(郵費別) 一圓)
見本	郵費三錢寄人郵費之五

露光量違いにより重複撮影

編輯部報情閣内

# 報週

號日九月八

大陸建設と技術協力

捨てよ結核國の汚名  
上海戦二周年を迎へて  
國立技能検査所とは  
軍用資源祕密保護の心得  
蔣政權管下の窮状

第一四七號

昭和十四年八月十一日  
昭和十四年八月九日  
（毎週一回水曜日出行）

五錢

週

報

昭和十四年八月十一日  
昭和十四年八月九日  
（毎週一回水曜日出行）

内閣印刷局印刷發行

## ニッサントラック・バス

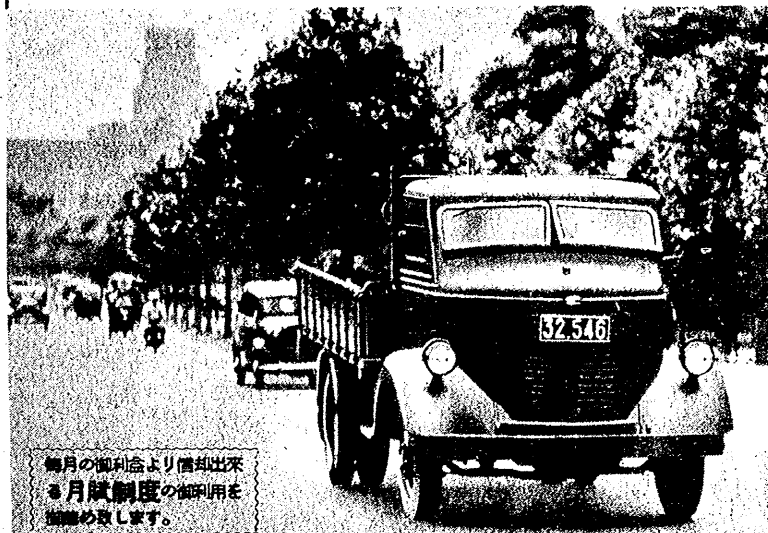
ニッサントラック・バスの採用せるキヤブ オーバー エンジン型の本格的な機多の特長

積荷面積の大  
積重配分の均等  
荷回半徑の小  
迴轉視野の廣大

は自動車製作技術の世界的趨勢をリードするものとして各廠の技術者、使用者に認められ、既に之を全面的に採用した世界的大製造業者も少くない。殊に日本の道路状態にピッタリ合った操縦の容易、遠程の安全等の諸長所は各方面の好評を得てゐる。

### 營業所

東京 東京市京橋區銀座  
大阪 大阪市西區江戸堀上通  
名古屋 名古屋市中區大池町  
京都 京都市京都駅前  
横浜 横浜市中區櫻木町  
神戸 神戸市東區岩屋町  
福岡 福岡市東區中洲町  
東京 埼玉縣西大門口  
千葉 千葉市新町  
上海 上海黃浦路(英租界)  
(全国各地に販賣店あり)



毎月の租利金より償却出来  
る月賦制度の御利用を  
御勧め致します。

東京日産自動車販賣株式會社 丸の内

(判[A5]格規定圏はさ大の書本)